読書活動推進の現状

――静岡県の場合―

(一) 読書と人間

変っても、考える力を持っていれば何とかして生きて行くことが変っても、考える力を持っていれば何とかして生きて行くことがれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてれば、知りてことがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えていれば何とかして生きて行くことが変っても、考える力を持っていれば何とかして生きて行くことが変っても、考える力を持っていれば何とかして生きて行くことがれば、知りに、対していた。

己形成のために行うべきものである。

の行為ではない。読書は思考力や問題解決能力の育成、豊かな自いてもいえることである。読書は単なる知識の量を増すためのみ学問の意義について述べたものであるが、これは読書の効用につい意志が感じられるシーンである。清兵衛の答えは教養としての人助八」・「竹光始末」のいずれにも出ていない。山田監督の強人助八」・「竹光始末」のいずれにも出ていない。山田監督の強出来る。これは男も女も同じことだ」と答える。この会話文は映出来る。これは男も女も同じことだ」と答える。この会話文は映出来る。これは男も女も同じことだ」と答える。

安

藤

勝

志

な財産である日本にとっては、まさに危機的状況といわなければ書量の低下が指摘されている。資源に恵まれず、人材こそが貴重は、日本の十五歳の読解力は世界四十一カ国・地域中十四位であれた経済協力開発機構(OECD)の国際的な学習到達度調査では、日本の十五歳の読解力は世界四十一カ国・地域中十四位であれた経済協力開発機構(OECD)の国際的な学習到達度調査で的学力、その低下が懸念されている。特に「読解力」においてそ的学力、その低下が懸念されている。特に「読解力」においてその単位、近年、かつては世界のトップ水準にあった日本の青少年の基礎

五七

平成十三年には議員立法による「子どもの読書活動の推進に関す な事項」では推進体制等、 じめに」では子どもの読書離れの現状とそれを解決する必要性、 その基本理念の上に立ち、平成十四年には「子どもの読書活動の が推進されなければならない」とその基本理念が定められている。 二条には「子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ) 力等の推進、啓発広報等、 するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実、図書館間協 学校における子どもの読書活動の推進、子どもの読書活動を推進 三章の「子どもの読書活動の推進のための方策」では家庭、地域、 諸条件の整備・充実、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取 第二章の「基本的方針」では子どもが読書に親しむ機会の提供と 推進に関する基本的な計画」が示されている。その第一章の「は 書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備 べての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読 けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、す の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高 る法律」(平成一三年法律一五四号)が制定されている。その第 議がなされ、平成十二年には「国際子ども図書館」が設立された。 でに平成十一年には翌年を「子ども読書年」とする衆参両院の決 ならない。もちろん、国もそれを放置していたわけではない。す 〜組みの推進、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及、第 創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付 第四章の「方策の効果的な推進に必要 財政上の措置について具体的な計画を

年七月一日現在)、自然や気候に恵まれているとはいえ、東京都 び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施す みたい。静岡県は推計人口三百八十万三千二百十二人(平成一七 をしているのであろうか。その具体例として静岡県の場合を見て とする」とその「財政上の措置等」について定められている。 るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるもの および学校教育の役割についても定められ、第十二条には「国及 旨として、行われなければならない」とあり、国語の尊重や言語 豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、 この法案の第三条「基本理念」には「文字・活字文化の振興に関 売するといわれている。 もその新開発した商品のテスト販売を静岡市で試みた上で全国販 のように日本の政治や文化の中心地ではない。しかし、一流企業 つつあるが、それを受けて各地方公共団体はどのような取り組み 力涵養の必要性に言及している。国および地方公共団体、 居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく 生涯にわたり、地域、学校、家庭、その他の様々な場において、 による「文字・活字文化振興法案」が全会一致で成立している。 七年度の通常国会でも超党派の「活字文化議員連盟」の議員提案 提示している。さらに郵政民営化法案の審議で揺れ動いた平成十 このように読書活動の推進は国をあげてのプロジェクトとなり その静岡市は推計人口七十万九千八百六 図書館

十人(平成一七年六月三〇日現在)、静岡県の県庁所在地であり

るのである。 のである。その静岡市を県都とする静岡県は日本の縮図ともいえのである。その静岡市を県都とする静岡県は日本の縮図ともいえるがゆえに、全国の地方都市の平均的位置を占めているともいえる典型的な地方都市にすぎない。しかし、その反面、典型的である平成十七年四月一日に政令指定都市の指定を受けたばかりという平成十七年四月一日に政令指定都市の指定を受けたばかりという

二)静岡県における読書推進活動

者一名(大学助教授)の計十一名であった。会議では委員長の恩 図書館関係二名 (県立図書館長・市町村立図書館長)、学識経験 せネットワーク)、行政二名 (県子育て支援室長・市町村教育長)、 計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策 当該都道府県における子どもの読書活動の状況を踏まえ、当該都 田征弥静岡県立中央図書館長を中心に「静岡県子ども読書活動推 校長・盲学校校長)、民間三名(子育て関係・PTA・読み聞か 会議」を設置した。その構成は学校関係三名(小学校校長・高校 その条文に従って、平成十五年度に「静岡県子ども読書活動推進 定するよう努めなければならない」という条文がある。 道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての 道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、 「子どもの読書活動の推進に関する法律」、その第九条には がまとめられた。この推進計画は、静岡県下すべての子ども 『読書県しずおか』をめざして──」(平成十六年一月発 静岡県も

等の活動や関係機関等との連携した取組の促進、県立中央図書館 促進、 策の重点は次の六点である。まず第一点は「家庭における子ども 二年(二〇一〇)までの方向を示したものである。その体系と施 ワーク化の推進、 読書活動の推進」である。その内容は公立図書館間の情報ネット 携の促進等である。第四点は「図書館問等の連携による子どもの 促進、学校図書館担当職員の研修等の充実、ボランティアとの連 司書教諭の配置促進と授業時数の軽減等、学校司書の全校配置の 校図書館図書資料等の整備の促進、学校図書館の情報化の促進、 朝読書、読み聞かせ等の実施、目標読書冊数の設定、計画的な学 職員への啓発と協力体制の確立の促進、年間活動計画作成の促進、 ける子どもの読書活動の推進」である。その内容は研修による教 ティアの養成、 ども読書活動事業の促進 (ブックスタート活動等)、読書ボラン ーの整備および職員等の研修の充実の促進、その他関係機関の子 の子ども読書活動支援機能の充実、幼稚園・保育所の図書コーナ 子どもの読書活動の推進」である。その内容は公立図書館の設置 理解の促進と親子読書等の奨励である。第二点は「地域における の読書活動の推進」である。その内容は読書の重要性についての の「生涯を通した読書習慣の確立」を基本方針として、平成二十 境の整備、 たちが自主的に読書活動を行うことを可能にするための「読書環 専門的職員の養成および配置の促進、読み聞かせグループ 読書機会の提供、 地域活動への支援等である。第三点は「学校にお 資料搬送網の整備、 読書活動の啓発」と「県民一人一人 学校図書館と公共図書館の

進会議」の開催、市町村との連携、 は「推進・支援体制の整備等」である。その内容は「読書活動推 成、読書週間および「子ども読書の日」等における啓発・広報の その内容はホームページを活用した情報提供、ブックリストの作 館との連携等である。第五点は「啓発・広報等の推進」である。 研修会の開催等)、県内の大学や教育機関および国際子ども図書 連携(公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用、合同 読書関連イベントを通じての啓発・広報等である。第六点 出版や書籍販売業界およびマ

が発足した。まず次のような「静岡県読書活動推進会議設置要綱 が定められ、六月二日から施行された。 動推進会議がその必要性を提言した「静岡県読書活動推進会議」 平成十六年 (二〇〇四)、平成十五年度の静岡県子ども読書活 スコミ等との連携等である。

を設置する。 図るため、静岡県読書推進会議(以下「推進会議」という。) 第一条静岡県における読書活動に関する施策の計画的な推進を

(所掌事項)

第二条推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (一)読書活動推進のための施策に関すること。
- (二)「静岡県子ども読書活動推進計画」の進行管理に関す
- (三) その他必要な事項に関すること。

(組織及び運営

表者、学識経験者(別表)をもって構成し、静岡県教育委会教 第三条推進会議の委員は、図書館、学校、民間、行政等の各代

育長が委嘱する。

する。

二委嘱期間は委嘱された日からその年度の三月三一日までと

三推進会議には委員長、副委員長を置く。委員長、 副委員長

四委員長は、推進会議を総理し、推進会議を代表する。副委 は、静岡県教育委員会教育長が指名する。

務を代理する。

員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職

五推進会議は委員長が必要に応じて召集する。

六委員長は、必要に応じ、 を求めることができる。 委員以外の者に推進会議への出席

(担当者会)

第四条推進会議に担当者会を置く。

二担当者会は、推進会議の下で、協議事項を調整する。 三担当者会は、私学振興室、子育て支援室、高校教育課、 総合教育センターの各担当者をもって構成する。 務教育課、養護教育課、社会教育課、県立中央図書館、

(事務局

第五条推進会議の事務を処理するため、事務局を静岡県教育委 員会社会教育課に置く。

(その他

営その他必要な事項は、委員長が別に定める。第六条この設置要綱に定めるもののほか、推進会議の開催、運

は異なる意味を持つ組織となった。

むことになった。その点は「静岡県子ども読書活動推進会議」とむことになった。その点は「静岡県子ども読書活動推進に取り組はなく、静岡県民全体の読書活動推進に関する問題について協議するのみで子どもたちの読書活動推進に関する問題について協議するのみでこの設置要綱に定められた「推進会議」においては静岡県内のこの設置要綱に定められた「推進会議」においては静岡県内の

六月二十三日、第一回会議が開催され、要綱第三条に掲げられ六月二十三日、第一回会議が開催され、要綱第三条に掲げられ六月二十三日、第一回会議が開催され、要綱第三条に掲げられ六月二十三日、第一回会議が開催され、要綱第三条に掲げられた。その委員長の指名が行われた。その委員の構成は官僚機構の委員に偏向せず、読書推進運動関係、マス委員構成は官僚機構の委員に偏向せず、読書推進運動関係、マス委員構成は官僚機構の委員に偏向せず、読書推進運動関係、マスの委員構成は官僚機構の委員に偏向せず、読書推進運動関係、マスコミ関係、書店関係、学生の代表等民間人を多く委員に加えているところに特色が認められる。同じく第三条第三項の委員長、副るところに特色が認められる。同じく第三条第三項の委員長、副るところに特色が認められる。同じく第三条第三項の委員長、副教育長には静岡県読書推進運動協議会会長の錦織淑子が指名さい。

次に関係各課・各機関から平成十六年度の事業計画の報告がな

で報告され、年度内に実施された事業は次のとおりである。され、それについて、各委員による質疑と提言が行われた。そこ

「読書県しずおかづくり標語コンクール」も行われた。 「読書県しずおかづくり標語コンクール」も行われた。 「読書県しずおかづくり標語コンクール」も行われた。 「読書県しずおかづくり標語コンクール」も行われた。 「読書県しずおかづくり標語コンクール」も行われた。

も文庫関係者、学校図書館関係者」などへの支援を目的として、 職員、児童書・児童文学研究者、読み聞かせボランティア、子ど 等の事業も含まれる。子ども図書研究室は「市町村図書館(室) 協会との共催)、次期中期計画の立案、静岡県図書館大会の開催 協会との共催)、次期中期計画の立案、静岡県図書館大会の開催 協会との共催)の関連期計画の立案、静岡県図書館大会の開催 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で 設工・市町村支援態勢の整備等で というでは、「子ども図書研究室」の開

に藤枝市、十一月十三日に榛原町、十一月十四日に富士川町にお 柳田邦男の特別講演会一大人こそ絵本を」には三五〇余名の参加 あった。三月二十六日、静岡県社会福祉会館で開催された評論家 なかに」を総合テーマとして開催された。九○○余名の参加者が は四○○余名の入場者があった。静岡県図書館大会は、十一月二 会福祉会館で開催された「静岡県子ども読書フェスティバル」に たから箱」の各啓発的講演会が開催された。八月八日に静岡県社 成作家になるまで そしてこれから = 図書館はアイデアと仕事の の仕方―」、三月十五日には絵本作家わだことみの「=絵本・構 宗昭の「ヒット商品作りお手伝いします―図書館を活用した起業 館」、一月二十二日にはインキュベーションマンエージャー小出 日には大学教授日詰一幸の「NPOに欠かすことのできない図書 を生かす―放送現場と気象予報士の仕事とは?―」、十一月十三 アアップ」、九月十一日にはアナウンサー橘尚代の「仕事で資格 月三十一日には健康運動指導者古旗照美の「図書館活用でキャリ 対象とした「図書館活用・ビジネスセミナー」も開催された。 いて実施された。主としてキャリアアップや起業を目指す県民を しょかん」が六月五に川根町、七月三日に由比町、九月二十五日 図書館を訪問支援も実施された。その一環として「一日えほんと 開始されている。県立図書館の職員が巡回車を利用して市町村立 としての検索システム「おうだんくん」は三月十八日から運用が 十二日、グランシップにおいて「図書館をもっと身近に暮らしの 六月十八日にオープンした。公立図書館ネットワーク化推進事業 七

高校教育課の重点事業は、学校図書館活性化モデル事業におけ者があった。

実践や指導主事のよる指導に重点が置かれた。

高等学校図書館研究会における助言等である。モデル校における国語力向上モデル事業における実践研究、学校訪問による指導、る司書教諭および学校図書館担当事務職員地区別研修会の実施、

ための研究、指導等である。読書指導講座は、「児童・生徒の読要望に関する情報の収集、子ども読書推進、学校図書館活性化の企画・運営、学校図書館に関する調査・研究、司書教諭の現状や館活性化のための体制づくりにあり、具体的には読書指導講座の館活性化のための体制づくりにあり、具体的には読書指導講座の

践的な活動が展開された。

小・中・高・盲・聾・養各学校の教員を対象として、七月二十七指導力の向上と自校での推進方法の向上を図る」ことを目的に、まな考え方、読書活動支援のための手法、事例を参考にしながら書活動に対する理解を深め、読書指導のあり方についてのさまざ

日と八月三日の両日、県立中央図書館において開催された。

時期が必ず来ると思われた。 模の自治体には、今後は県や県立中央図書館の支援を必要とする 思われたが、吉田町のように平成の大合併から取り残された小規 慮や学校教育の現場との連携など理想的な運営がなされていると 要であると思われた。現在、吉田町立図書館は利用者に対する配 協力にも限界があり、県や教育委員会の物心両面からの支援が必 をきわめているように思われた。教職員の努力やボランティアの た環境の下に理想的な読書指導が行われていると思われた。しか 三校と吉田町立図書館である。高洲中学校や藤枝西高校は恵まれ 高洲中学校、静岡県立藤枝西高等学校、静岡県立藤枝養護学校の ることになった。十二月三日には現場視察を実施した。藤枝市立 するさまざまの提言がなされ、県の読書活動推進事業に生かされ についての評価、さらには県の各課・各機関が実施する事業に関 十八日である。そこでは静岡県における読書活動推進の進捗状況 三日、第二回は八月三日、第三回は九月二十九日、第四回は二月 平成十六年度の推進会議は四回開催された。第一回は六月二十 藤枝養護学校における知的障害を持つ子ども読書指導は困難

静岡県における読書活動の推進は着実に進行していると思われ

い。大都市に吸収合併された町村の住民がその日から図書館利用 まず市町村合併による地域間格差の問題を克服しなければならな る必要がありそうである。公立図書館のあり方にも課題がある。 定年退職後の教員のボランティアとしての起用なども視野に入れ 行うべきである。教育費や人件費の増加が望めないとしたならば 用を考える上からも、 で七二パーセントというのが現状である。学校図書館の効率的 教諭が小学校で七〇パーセント、中学校で九一パーセント、 その授業時数の軽減措置には問題がある。軽減時間数ゼロの司書 活性化すべきである。司書教諭の配置は順調に進んではいるが る。早急に学校司書の専任化をはかり、児童・生徒の読書活動を るが、それは事務職員の兼務を含む数字であるところに問題があ ト、中学校で三八パーセント、高校で九○パーセントとなってい 読書率向上に期待したい。司書の配置率は小学校で四一パーセン 中学校で一〇〇パーセントに到達したということなので、今後の 読者が増加する現実は深刻である。年度内に朝読書の実施率が小 上回るという事実を考慮したとしても、上級学校に進むごとに不 ト)というのが現状である。たとえ受験勉強の影響や全国平均を ーセント)、高校で二七・七パーセント(同前四二・六パーセン ント、 四月の不読者率は小学校で四・七パーセント(全国七・〇パーセ 「子どもの読書活動の現状」(教育委員会社会教育課) るが、課題もないわけではない。第四回の推進会議で報告された 五月統計)、中学校で七・一パーセント (同前一八・八パ 可及的速やかに司書教諭の授業時数軽減を

に恵まれることはありえないのである。県内図書館のハブとしたがら、箱物行政の限界を考えれば、県内各自治体が新たな図ながら、箱物行政の限界を考えれば、県内各自治体が新たな図ながら、箱物行政の限界を考えれば、県内各自治体が新たな図である。高齢化社会に備えた図書館を結ぶ情報網の整備いであろう。その場合、県内各公共図書館のサービスも考えざるをえない課題であろう。たとえ近隣に図書館が存在したとしるをえない課題であろう。たとえ近隣に図書館が存在したとしるをえない課題であろう。たとえ近隣に図書館が存在したとしるをえない課題であろう。たとえ近隣に図書館が存在したとしるをえない課題であろう。たとえ近隣に図書館のサービスも考えざるをえないのである。

の参加、それこそが「読書県しずおか」実現への第一歩である。う。家庭や地域における県民一人一人の積極的な読書活動推進へう。家庭や地域における県民一人一人の積極的な読書活動推進へらない。県民の無関心は読書運動を後退させるだけである。昭和らない。県民の無関心は読書運動を後退させるだけである。昭和らない。県民の無関心は読書運動を後退させるだけである。昭和らない。県民の無関心は読書運動を後退させるだけである。昭和らない。県民の側にはあくまでも県民の視線を重視した読書活動の推進行政の側にはあくまでも県民の視線を重視した読書活動の推進

(三) 浜松市における図書館問題

本語・大学である。ここでは浜地市における図書館の開題点である。ここでは浜地市における図書館の問題点について考えてみたい。浜松市は静野の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県が、新市には二十二の図書館(内一は分室)が分散して存在の結果、新市には二十二の図書館(内一は分室)が分散して存在の結果、新市には二十二の図書館(内一は分室)が分散して存在の結果、新市には二十二の図書館(内一は分室)が分散して存在の結果、新市には二十二の図書館(内一は分室)が分散して存在の結果が、新市には二十二の図書館の裏路にである。ここでは浜地市における広域合併のもたらした図書館の課題は同様な問題を抱える全国の自治体の象徴といえないこともない。

議会条例」を次のように改正し、七月一日から施行した。ることになった。それを受けた教育委員会は「浜松市立図書館協会にとになった。それを受けた教育委員会は「浜松市立図書館問題の解決は市の教育委員会に委ねられ

(設置)

(以下「協議会」という。)を置く。 号)第一四条第一項の規定に基づき、浜松市立図書館協議会第一条 市は、図書館法(昭和二五年浜松市条例法律第一一八

(委員)

第二条 協議会は、委員一五人以内で組織する

前任者の残任期間とする。二委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

(会長及び副会長)

第二条 協議会に会長及び副会長を置く。

二会長及び副会長は、委員の互選により定める。

四副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が三会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

欠けたときは、その職務を代理する。

二協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くこ第四条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

とができない。

否同数のときは、議長の決するところによる。三協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可

め、意見を聴くことができる。 四協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求

(委任)

て必要な事項は、教育委員会が定める。 第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行につい

た。まず委員の任命が行われた。委員の構成は社会教育関係十一立中央図書館において、第一回浜松市立図書館協議会が開催されこの浜松市立図書館協議会条例に基づき、七月十三日、浜松市

には静岡文化芸術大学助教授林左和子が選ばれた。副会長の互選も行われ、会長には浜松大学教授安藤勝志、副会長名、学校教育関係一名、学識経験者三名の計十五名である。会長、

度は「一市十二制度」を維持せざるをえないが、できるかぎり早 に存在するものの、そこに専従の司書を置き、一日中開館するこ 八六三人 (平成一五年八月三一日現在)、旧龍山村の一、二二四 急にサービスの平均的向上をめざすことが確認された。今回の会 依然として地域間格差が解消されたわけではない。ただし、本年 を全市民が利用できるようになり、多少サービスは改善されたが、 により、新市の図書館が所蔵する全資料二、〇〇〇、〇〇〇冊余 ている悲劇がここにもあるといわなければならない。新市の誕生 とは村の予算上不可能だったからである。小規模自治体の置かれ の図書館の責任を問うことはできない。図書館は森林文化会館内 目立ちすぎる数字である。しかし、この数字だけを見て旧龍山村 人(同前)という人口比を考慮したとしても、あまりにも格差の 旧龍山村のそれはわずか七八冊にすぎない。旧浜松市の六〇一、 間図書貸し出し延べ冊数は二、四六五、七八五冊であるのに対し、 れるということである。たとえば、平成十五年度の旧浜松市の年 浜松市に編入された市町村の図書館ではそのサービスに差が見ら 点、それは地域間格差の問題である。旧浜松市にある図書館と新 われた。市内各図書館の現況報告から明らかにされた最大の問題 題についての報告、それについて、各委員による質疑と提言が行 協議内容としては市内各図書館の置かれている現況と今後の課

六五

議においては次のような改善方針が確認された。

- 受けることができる 電算システム未導入館を解消し、全域で均一のサービスを
- 新市全ての凶書館の資料を一枚の利用者カードで利用でき
- ウ される どこで借りてどこで返してもよい。貸出データは即時処理
- きる。ネット上で最寄の図書館を受取場所に指定できる。 インターネットによる蔵書の検索・予約も全市民が利用で
- ビスを、希望する全市民が受けることができる。 メールによる新着情報やイベント情報などの情報発信サー
- 迅速に資料を提供するために、物流システムを整備する。 システム上のデータと資料(現物)を一致させ、利用者に
- しているが、二年後を日途に全域で統一した事業を実施し、 子育て支援及び乳幼児からの読書習慣の形成を図る ブックスタート事業は、平成一七年度は旧二市五町で実施
- は、第二中央図書館として、時代の要請に合わせて以下のサ ービスを重点的に担う。 平成一八年度の一〇月に開館を予定している新城北図書館
- 加する資料の効率的な管理を図る。 四〇万冊を収容し図書の出納をコンピュータで制御する 「自動出納書庫」を設け、全館の閉架機能を担い、年々増
- ・二台の移動図書館車を集結させ、来館が困難な利用者への

- サービスを実施する
- 視覚障害者に音訳図書・点訳図書を提供する「声のライブ ビスを提供する。 ラリー」の拠点を現中央図書館から移し、市全域へのサー
- 音楽図書コーナーを設け、AV資料や専門図書、専門雑誌 の収集を図る。
- ・ビジネス支援コーナーを設け、有料データベースの提供や、 ス情報を提供する。 大学・関連団体とネットワークを結ぶことにより、ビジネ
- これらの浜松市立図書館が掲げた目標は公共図書館の理想像で 携を図る。

児童サービスの中心館として、学校やボランティアとの連

放送局)で紹介された「企業が図書館を変える」という番組が参 脱皮しなければならないことはむろんのことであるが、利用者に 七月二十二日、NHKテレビ放映の「ナビゲーション」(名古屋 民営化も視野にいれなければならないであろう。それについては、 利用すべきであろう。また、指定管理者制度や図書館業務の一部 の検索も可能にすべきであろう。将来的には電子図書も効率的に や作者名からの検索だけではなく、そのテーマやキーワードから 基地としての役割も担わなければならない。検索システムも書名 対するレファレンスのみに留まらず、文化やビジネスの情報発信 る。今後、公共図書館は「無料貸し本屋」と揶揄されることから はあるが、それを達成するためには行政側の意識改革が必要であ

所有者している人々の協力を得ながら、公共図書館補助員制度の所有者している人々の協力を得ながら、公共図書館補助員制度の所有者している人々の協力を得ながら、定年を迎えた司書資格をおげているという内容であった。今後の図書館運営を考えさせをあげているという内容であった。今後の図書館運営を考えさせその点においては浜松市教育委員会の実施している学校図書館補助員制度が注目される。現在は週三日、一日四時間程度とのことであるが、今後の制度充実が期待されるところである。公共図書館においても、子育でが一段落したり、定年を迎えた司書資格を簡においても、子育でが一段落したり、定年を迎えた司書資格を書いるところである。公共図書館においても、子育でが一段落したり、定年を迎えた司書資格を開いるといるというに対している人々の協力を得ながら、公共図書館は関東の方式を関する。

ようなものを確立することも必要であろう。

寄りかかるような依存的体質は卒業し、みずからの意志で積極的寄りかかるような依存的体質は卒業し、みずからの意志で積極的の連携をはかる必要もあるであろう。市民に対するサービスを忘れたいうことからは免れえないであろう。市民に対するサービスを忘れた公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなけれ公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなけれ公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなけれ公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなけれ公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなけれ公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなけれる必要があるのではなかろうか。市民の側もまた行政に一方的に兵が表する。

(あんどう・かつし 浜松大学教授